

## 多子世帯における授業料無償化制度について

### 1. 概要

2025年度より多子世帯における入学金・授業料の全額免除が実施されています。

本学においては、多子世帯に該当する場合には、入学金282,000円、授業料年間535,800円が免除されることとなります。

### 2. 多子世帯の要件

生計維持者（父母等：原則両親）が所得税法上「扶養する子」が3人以上かつ申請者本人が所得税法上の扶養に含まれることが必要です。

「扶養する子」は、生計維持者の子（実子・養子）、生計維持者の年下の親族（弟・妹）となり、生計維持者や生計維持者の尊属は含みません。多子世帯に該当するかどうかの判定については、最新の住民税課税情報に基づいて、日本学生支援機構において多子世帯の判定を行います。

具体的には、2026年度の春の在学採用（一次）においては、最新の税情報となる令和7年度の住民税課税情報となる2024（令和6）年12月31日時点における扶養者の人数を基準として判定されます。

このため、**2026年4月1日以降に就職等により扶養から外れた結果、現在多子世帯でない場合においても、2024年12月31日現在で多子世帯であった場合には、多子世帯として認定を受ける可能性があります。**（2026年における扶養親族の異動情報は、2027年度住民税課税情報に反映され、多子世帯の要件から外れたことが確認できた2027年10月の適格認定（家計）において、支援区分の変更等がなされる予定です。）

また、**2025年1月1日から2026年3月31日に生計維持者の実子（出生による）、里子（里親委託による）、特別養子（特別養子縁組）により、扶養者が増加した場合、多子世帯としての判定を受ける可能性がありますので、奨学掛まで申し出てください。**

### 3. 2025年度からの多子世帯における授業料無償化の支援を希望する場合の手続きについて

2025年度から実施している多子世帯における授業料無償化については、高等教育の修学支援新制度の枠組みとして実施することとなり、原則日本学生支援機構の給付奨学生として採用されることが、多子世帯の授業料無償化の支援を受ける前提となります。

高等教育の修学支援新制度については、①給付奨学金の支給、②授業料減免（新入生は入学金を含む）という2本柱の制度となります。この授業料減免部分について、多子世帯における授業料免除も含まれることとなります。

このため、現在、日本学生支援機構の給付奨学生ではないが、多子世帯に該当するあるいは該当する可能性がある場合には、生計維持者の家計状況にかかわらず、日本学生支援機構の給付奨学金に申し込み、多子世帯の認定を受けて、奨学生として採用されることが必要です。

**多子世帯であることから、自動的に、無条件に授業料が免除されるわけではありません。**

なお、本学で実施している授業料免除は、本学が独自に実施している授業料免除と高等教育の修学支援新制度による授業料免除の2制度があり、対象者・手続きが異なります。**入学者予定者サイト・KULASISから「授業料免除等申請システム」により「一次申請」（Web申請）を行い、「二次申請」と出願手続きを行うのは、本学独自の授業料免除制度**となり、高等教育の修学支援新制度と異なる制度となりますので、ご注意ください。本学独自の授業料免除に申請された場合には、免除判定に際して多子世帯である

ことは考慮されませんので、多子世帯における授業料免除を希望する場合には、高等教育の修学支援新制度に申請してください。

**(1) 多子世帯における授業料無償化を希望する場合で在学採用において給付奨学金を申し込む必要がある学生**

- ① 2026年度新生で、高校等において日本学生支援機構の給付奨学金の予約採用に申し込んでいないが、多子世帯に該当する、あるいは該当する可能性がある者
- ② 在学学生で、2025年春の在学採用までに給付奨学金に申し込み、家計判定で不採用となっていたが、多子世帯に該当する、あるいは該当する可能性がある者（2025年秋の在学採用（二次）において家計基準不採用となっている場合には、課税情報に誤りがない場合には、判定は変わりません。）
- ③ 在学学生で、昨年度秋の在学採用（二次）までは、給付奨学金の家計基準を満たしていないため、給付奨学金に申し込んでいないが、多子世帯に該当する、あるいは該当する可能性がある者
- ④ 在学学生で、多子世帯に該当するあるいは該当する可能性があるが、2025年度の在学採用で学力基準で不採用となった者（最短修業年限で卒業できないことが確定した者を除く）

**(2) 多子世帯における授業料無償化において、申込不要な学生**

- ① 現在、給付奨学生として採用されている学生  
現在、給付奨学生として採用されている者については、2026年度に改めて、申請をする必要はありません。

**(3) 多子世帯に該当している場合でも、申込できない学生**

以下の場合には、高等教育の修学支援新制度において、多子世帯としての授業料無償化の支援を受けることができませんが、京都大学独自の授業料免除を申請することで、免除（一部免除を含む）を受けることができます場合があります。ただし、この場合には、本学の授業料免除としての審査を行いますので、多子世帯であるかどうかは考慮されません。

ただし、**2026年度進学者（他大学・高専等からの編入学者を含む）については、授業料免除・入学料免除は、高等教育の修学支援新制度のみとなり、本学独自の授業料免除には申請することはできません。**

- ① 過去に給付奨学金を受給していたが、廃止判定を受けた者
- ② 現在、給付奨学金で学業基準による停止判定を受けている者
- ③ 最短修業年限を越えて在籍している者あるいは学業不振により最短修業年限を超過することが確定している者（過去に給付奨学金を受給しているかどうかは問いません）

なお、休学により最短修業年限を超過している場合には、多子世帯として申請できる可能性がありますので、学生支援課奨学掛まで問い合わせください。

※最短修業年限を超過して在籍して、京都大学独自の授業料免除に申請を希望する者は「2026年度 入学料免除（徴収猶予）・授業料免除の出願のしおり」P6の「(3) 最短修業年限を越えて在学している者・留年している者等の取扱いについて」をご確認の上、出願してください。

④他大学において、高等教育の修学支援新制度の支援を受けていたが、本学に入学する際に給付奨学生  
の身分を継続せずに入学者（前大学を退学し、本学に新1年生として入学した者 等）

⑤高校卒業後2年を超えて、本学に進学した者※

（高等等を3月で卒業した者は、2浪までは申請可能となります。）

※今年度より、「災害、傷病その他やむを得ない事由」により、卒業後2年以内に入学することが困難  
であったと認められる場合には、卒業後4年以内に入学していれば、支援対象となる可能性があります。

⑥高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度の初日から認定試験に合格した日の属する  
年度の末日までの期間が5年を経過している者、あるいは認定試験の合格した日の属する年度の年度  
末の翌日から2年間を経過している者

(4) 給付奨学生の身分を有しているが、多子世帯の授業料免除の支援を受けることができない学生

①学業における適格認定において、2回連続警告を受け、2回目の警告事由が、GPA下位1/4  
のみに該当することにより「停止」となっている者

なお、在学中に停止期間中に学業成績が回復して、復活できた場合には、多子世帯の授業料無償  
化の支援を受けることができます。（ただし、停止期間中に遡及しての支援とはなりません。）

②資産要件で対象外となっている者 等

#### 4. 多子世帯における継続判定について

(1) 税情報に基づく多子世帯の判定

さきに記載しているとおり、多子世帯における授業料無償化については、高等教育の修学支援新制度  
の枠組みとして実施されます。同制度においては、適格認定（家計）として最新の住民税課税情報に  
より、毎年10月に経済状況に応じた支援区分の見直しを行っています。

このため、多子世帯として採用された場合においても、最新の住民税課税情報を基に扶養者の変動が  
あった場合には、多子世帯の要件から外れる可能性があります。

(2) 学業の適格認定による措置について

適格認定（家計）と同様に、高等教育の修学支援新制度においては、奨学生の学業・学修意欲を毎年  
年度末に適格認定（学業）として、判定しています。この結果によっては、**多子世帯に該当する場合  
においても、次年度以降の授業料免除を含めた給付奨学金の支援を受けることができないことがあり  
ます。**

#### 5. その他

(1) 扶養する子供の人数が増加した場合の特例

多子世帯の判定自体は、日本学生支援機構が行いますが、多子世帯の判定基準となる日付以降  
（2026年度春の在学採用（一次）においては、2025年1月1日以降2026年3月31日  
までの期間）に生計維持者の扶養者の増加しており、その事由が①出生による実子、②里親委託に  
よる里子、③特別養子縁組による特別養子、いずれかに該当しており、かつ新たに多子世帯に該当  
する場合には、証明書類等を添えて申請することで、扶養者として追加できる場合があります。  
この場合、学生支援課奨学掛まで申し出てください。

ただし、扶養から外れていた子供が扶養に入ったなどの事例は対象外となります。

(2) 2025年1月～2026年3月までに生計維持者が離婚等した場合の特例

2025年1月1日以降2026年3月31日までの期間に生計維持者に死別・離婚・暴力等からの避難等の扶養の異動を伴う事実があった場合、2024年度末時点で多子世帯であっても、現在生計維持者として提出するマイナンバーによる課税情報から正確に多子世帯の判定ができない場合があります。この場合、2024年度末時点では、現在の生計維持者が3名以上扶養していない場合（死別した生計維持者が3名以上扶養していた場合あるいは、生計維持者2名で分散して3名以上を扶養していた場合等）においても、申請時において「扶養する子」の数が3人以上であることが公的証明書類等により確認できる場合には、現在の生計維持者の扶養として認定され、多子世帯として判定される可能性がありますので、学生支援課奨学掛まで申し出てください。

(3) 多子世帯の認定範囲

2026年度新入生の学生が多子世帯として入学料免除の支援を受けることができるのは、2026年春の在学採用（一次）で日本学生支援機構の給付奨学金に申請し、多子世帯と認定された場合のみとなります。春の在学採用（一次）で申請を行わずに、秋の在学採用（二次）に申し込んだ場合には、例え秋の二次採用で多子世帯と認定されても遡っての入学料免除の支援を受けることはできません。

また、同様に春の在学採用（一次）で申請を行わなかった場合には、同様に後期に多子世帯の判定を受けた場合にも前期の授業免除の支援を受けることはできません。